



2026年4月20日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 R i d g e - i  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 柳 原 尚 史  
(コード 5572 東証グロース)  
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 部 長 中 井 努  
( T E L 0 3 - 4 2 1 4 - 8 5 5 8 )

### 臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

株式会社 Ridge-i（代表取締役社長：柳原 尚史、以下「当社」）は、2026年4月20日開催の取締役会において、臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の招集のための基準日の設定について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2026年6月1日（月曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 基準日 2026年6月1日（月曜日）
- (2) 公告日 2026年5月14日（木曜日）
- (3) 公告の方法 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）  
<https://ridge-i.com/>

#### 2. 本臨時株主総会開催予定日 2026年7月15日（水曜日）

#### 3. 本臨時株主総会の付議議案等について

当社が2026年3月30日に公表した「連結子会社の異動（株式譲渡）に関する基本合意書締結のお知らせ」のとおり、当社は、当社の連結子会社である株式会社スターミュージック・エンタテインメント（代表取締役：渡邊 祐平、以下「スターミュージック」）の株式の全部をSBIホールディングス株式会社に譲渡すること（以下「本株式譲渡」）について、2026年3月30日付で基本合意書を締結しております。

本株式譲渡を実行するにあたっては、当社が譲渡することを予定しているスターミュージックの株式の帳簿価額が当社の総資産額の5分の1を超えるため、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第467条第1項第2号の2に基づき株主総会における特別決議により承認可決されることが必要となります。

このため、今後株式譲渡契約が締結された場合には、本臨時株主総会において本株式譲渡に関して承認を得るため、「子会社株式の譲渡契約承認の件」を付議する予定です。付議議案及び開催場所等の詳細につきましては、決定次第今後発送予定の臨時株主総会招集通知等でお知らせいたします。

以 上